

境港市消防保安協会会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は境港市消防保安協会と称し、事務局を鳥取県西部広域行政管理組合境港消防署内に置く。

(目的)

第2条 本会は消防法に定める危険物及び特殊な災害を発生する危険性物品（以下「危険物」という。）並びに消防法に定める防火対象物（以下「防火対象物」という。）の保安上必要な知識の向上を図り、さらに災害防止に万全を期して火災及び各種災害の未然防止に努めると共に会員相互の親睦を図り、もって社会公共の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 危険物・火災予防関係法令の普及に関する事業
- (2) 危険物の調査研究に関する事項
- (3) 防火管理の調査研究に関する事項
- (4) 災害予防対策の研究並びに広報活動に関する事項
- (5) 危険物取扱者・防火管理者の教養並びに研修に関する事項
- (6) 会員相互間並びに関係機関との連絡、協調に関する事項
- (7) 地域社会における防災意識の向上に関する事項
- (8) 表彰に関する事項
- (9) 慶弔に関する事項
- (10) その他本会の目的達成上必要と認める事項

(組織)

第4条 本会は次の各号に該当するものをもって組織する。

- (1) 危険物を貯蔵、又は取扱う事業所
- (2) 防火対象物となる事業所
- (3) 前各号に準ずるもの
- (4) その他本会の趣旨に賛同するもの

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は前条第1号、第2号及び第3号に該当するもの
- (2) 賛助会員は前条第4号に該当するもの

(入会の手続き)

第6条 第4条に掲げる該当者で本会に入会しようとする者は、所定の申込書に会費を添えて会長に届出るものとする。

2 前項の届出があったときは、会員名簿に登録するものとする。

(退会の手続き)

第7条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届をもって会長に届出るものとする。

2 前項の届出があったときは、会員名簿から削除するものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置き、これをもって役員会を構成する。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において会員（会員が法人又は団体の場合は本会に対して之を代表するもの）の内より選任し、会長及び副会長は役員会において理事の内より選任する。

2 前項の選任は、推薦又は互選に基づく。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表して会務を総轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は第17条の事項を審議し、会務の執行に当たる。

4 監事は会務及び会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が辞任しようとするときは、会長に届出なければならない。ただし、会長の場合は副会長に届出るものとする。

3 役員に欠員を生じたときは、適時補充しなければならない。

4 欠員補充による役員の仕事は、その前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役の委嘱)

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は役員会において推挙し、会長が委嘱するものとする。

3 顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は次の2種とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(会議の開催)

第14条 総会は毎年5月に会長が招集する。ただし、次の場合には臨時に招集しなければならない。

- (1) 会長において特に必要があると認めた場合
- (2) 会員の三分の一以上の要求があった場合
- (3) 役員会から要求があった場合

2 役員会は必要により会長が招集する。ただし役員の三分の一以上の要求があった場合は招集しなければならない。

(招集規定)

第15条 総会を招集するときは7日前迄に、役員会にあっては3日前迄に、会議の日時、場所、目的及び議案その他必要な事項を通知しなければならない。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(総会の議決事項)

第16条 総会においては次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業計画
- (4) その他本会の運営に必要な事項

(役員会の議決事項)

第17条 役員会については次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会の決議により委任された事項
- (3) 事業遂行上の細目的事項

(会議の成立)

第18条 総会は会員の三分の一以上、役員会は役員二分の一以上の出席により成立する。

2 総会にあっては、委任状による場合も出席とみなすことができるものとし、役員会にあっては、代理の出席を認めることができるものとする。

3 議事は過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末までとする。

(会の経費)

第20条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費の区分)

第21条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 正会員(第5条第1号)は年額1,000円 3口以上

(2) 賛助会員(第5条第2号)は年額1,000円 2口以上

(会費の納入)

第22条 会費は毎年4月に納入するものとする。ただし都合により4月、10月の2期に分納することができる。

(退会と会費)

第23条 第10条による退会のときは、既納の会費の払い戻しはしないものとし、未納の会費は完納しなければならない。

(作成書類)

第24条 会長は毎会計年度の終期に次の書類を作成して役員会に諮り総会に提出しなければならない。

1 事業報告書 2 事業計画

3 決算書 4 予算書

(備付簿冊)

第25条 本会に次の簿冊を備えなければならない。

1 会員名簿 2 金銭出納簿

3 会費徴収簿 4 備品台帳

5 会議録 6 証憑書類綴

7 雑件書類綴

第6章 事務局

(構成)

第26条 事務局に事務局長1名、主事若干名を置き、会長がこれを委嘱する。

(任務)

第27条 事務局は会長の命を受け会計並びに会務を処理する。

第7章 雑則

(細則)

第28条 本会の運営並びに事業の執行上必要な細則は役員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この会則は昭和36年1月8日より施行する。

附 則

この会則は昭和37年5月22日より施行する。

附 則

この会則は昭和38年4月1日より施行する。(第11条)

附 則

この会則は昭和45年4月1日より施行する。(第21条)

附 則

この会則は昭和46年4月1日より施行する。(第8条)

附 則

この会則は昭和48年4月1日より施行する。(第4条)

附 則

この会則は昭和54年4月1日より施行する。(第21条)

附 則

この会則は平成3年4月1日より施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第21条)

附 則

この会則は平成21年4月1日より施行する。(第4条、第26条、第27条)